

# ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社ハイパーギア（以下「ハイパーギア」といいます）が使用許諾の権限を有する本ソフトウェア製品（第1.1条に定義されます）をご利用されるお客様（以下「ライセンサー」といいます）とハイパーギアとの間の法的な契約書です。ライセンサーが本契約に記載された条件に同意する場合に限って、本ソフトウェア製品を使用する権利が許諾されます。ライセンサーが本契約に記載された条件に同意されない場合、ハイパーギアは本ソフトウェア製品をライセンサーに使用許諾いたしません。その場合、ライセンサーは、本ソフトウェアをインストール又は使用しないで下さい。

**[インストール]又は[同意する]のボタンをクリックする前に、本契約に記載された諸条件を注意深くお読み下さい。**

**ライセンサーが [インストール] 又は[同意する]のボタンをクリックすることによって、ライセンサーは本契約を読んで理解し、かつ本契約の諸条件に拘束されることに同意したものと扱われます。**

## 1. 定義

**1.1「本ソフトウェア製品」とは、**本契約書に基づき提供されるハイパーギアのソフトウェア製品及びこれに付随するマニュアル等関連資料をいいます。なお、本ソフトウェア製品のマイナーバージョンアップ、メジャーバージョンアップ及び機能追加のためのソフトウェアも本ソフトウェア製品に含まれます。

**1.2「本プログラム」とは、**本ソフトウェア製品に含まれるコンピュータ・プログラムをいいます。

**1.3「本マニュアル」とは、**本ソフトウェア製品に含まれるマニュアル等関連資料をいいます。

## 2. 使用許諾

ハイパーギアは、ライセンサーに対し、本契約の有効期間中、本契約の諸条件の下で、以下の非独占的で譲渡不可能な使用権を許諾します。

①本プログラムをライセンサーの管理するコンピュータ1台にインストールして使用すること。もし、ライセンサーが複数のコンピュータにインストールすることを希望する場合、ハイパーギアは、別途対価が支払われることを条件に、追加のライセンス証書を発行します。

②バックアップ目的で本ソフトウェア製品を1部複製すること。

## 3. 制限

ライセンサーは、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、以下の各行為を行うことができません。

①使用許諾ライセンス数を超えて本ソフトウェア製品を使用すること。

②本ソフトウェア製品を複製すること。

③本プログラムを改変、翻案、翻訳、変更等すること。

④本プログラムのソースコードの入手を目的とする修正、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングなどをすること。

⑤本ソフトウェア製品を第三者に貸与、リース、サブライセンス、配布、販売等すること。

⑥本ソフトウェア製品にあるハイパーギアの著作権、商標その他の知的財産権に関する通告若しくは表示を変更又は除去すること。

⑦日本国その他の国の輸出入法令に違反して本ソフトウェア製品を輸出入すること。

## 4. 本ソフトウェア製品の権利関係

ライセンサーは、本契約で明示的に許諾されている使用権のみを取得し、ハイパーギアは、本ソフトウェア製品に関してあらゆる知的財産権を保有します。本契約においてライセンサーに明示的に許諾されていない権利は、全てハイパーギアに帰属します。

## 5. 納入・検査

**5.1**ハイパーギアは、本ソフトウェア製品が格納された媒体の提供、指定された電子メールアドレスへの送信又はライセンシーによるハイパーギアのウェブサイトからのダウンロードのいずれかの方法により、本ソフトウェア製品をライセンシーに納入します。

**5.2**ライセンシーは、本ソフトウェア製品が納入された日から2週間以内に、本ソフトウェア製品の品質、性能につき検査をするものとします。

**5.3**ハイパーギアは、前5.2条の検査の結果不合格となったものについて、速やかに代品の納入又は不合格品の修補をします。

**5.4**ライセンシーが第5.2条の期間内に具体的不合格理由を付した通知をハイパーギアにしなかった場合、納入された本ソフトウェア製品は、検査に合格したものとみなします。

## **6. 保証**

**6.1**ハイパーギアは、本ソフトウェア製品がライセンシーに納入された日から30日間、本プログラムが本マニュアルと重要な点において一致していることを保証します。上記30日の期間内に本プログラムが本マニュアルと重要な点において一致していないことが判明した場合、ハイパーギアは、ハイパーギアの選択により、交換するか当該不一致を修補します。かかる交換又は修補が本契約に基づく保証違反に関するライセンシーの唯一の救済手段とします。但し、ライセンシーが本プログラムを修正、変更又は改変していない場合に限りです。

**6.2**前6.1条で明示的に規定されている場合を除き、ハイパーギアは、明示・黙示にかかわらず、動作性、非侵害性及び特定目的適合性を含むがこれに限定されないあらゆる保証を否認します。

**6.3**ライセンシーは、(i)本ソフトウェア製品の選択、(ii)本ソフトウェア製品の妥当なインストール及び使用、(iii)本ソフトウェア製品を使用することにより得られる結果の検証、及び(iv)データ損失・漏洩を防ぐ適切な処置を講じることにに関して責任を負うものとします。ハイパーギアは、本プログラムが誤作動を起こさずに動作すること、本ソフトウェア製品がライセンシーの要求に合致すること、本プログラムが継続的に作動すること及びあらゆるエラーが修復されるものであることを保証しません。

## **7. メンテナンスサポート**

**7.1**ハイパーギアは、ライセンシーに対し、後記記載の内容のメンテナンスサポート・サービス（以下、「メンテナンスサポート」という。）を提供します。

**7.2**ライセンシーは、納入日から1年間のメンテナンスサポートの料金として、所定の料金をハイパーギア又はその代理店に支払うものとします。

**7.3**それ以降の料金は、後記記載のとおりとします。

## **8. 責任の制限**

ハイパーギアは、自己の故意又は重大な過失から生じた直接の結果として現実に生じた通常の影響に限り責任を負うものとします。ハイパーギアの本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因如何にかかわらず、本契約に基づきライセンシーがハイパーギア又はその代理店に支払った金額を限度とします。

## **9. 期間**

本契約の有効期間は、本契約締結日から本契約が解約されるまでとします。

## **10. 解約**

**10.1** ライセンシーは、何時でも、理由の如何を問わず、書面（電子メールを含みます）でハイパーギアに通知することにより、本契約を解約することができます。

**10.2** ライセンシーが本契約の何れかの条項に違反した場合、ハイパーギアは、本契約を解約することができます。

## **11. 契約終了後の効果**

**11.1** 本契約が解約その他の理由により終了した場合、ライセンシーは、以下に従うものとします。

①本ソフトウェア製品をいかなる目的にも使用しないこと。

②その時点でライセンシーが保有する本ソフトウェア製品及びハイパーギアの機密情報等を含むがそれらに限られない、ハイパーギアに帰属するすべての資料を直ちに破棄してその証明書をハイパーギア又はその代理店に提出するか、ハイパーギアに返還すること。

**11.2** 第3条、第4条、第6条、第8条、本条及び第12条の条項は、本契約の終了後もなおも有効に存続します。

**11.3** 本契約が解約その他の理由により終了した場合でも、支払われた使用許諾の対価及びメンテナンスサポートの料金は、返還されません。

## **12. 一般条項**

**12.1** ライセンシーは、事前の書面によるハイパーギアの同意がない限り、本契約及び本契約に基づくいかなる権利義務も譲渡してはなりません。

**12.2** 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義又は紛争が生じた場合、両当事者間で誠意を持って協議し解決を図る。万一協議が調わず訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下余白)

株式会社ハイパーギア  
<http://www.hypergear.com>

CD-2112 2011/05/09 Rev. 1.00

## メンテナンスサポート条項

### 1. 定義

**1.1 「本ソフトウェア製品」とは、**ソフトウェア使用許諾契約に従いライセンシーに使用許諾され、かつライセンシーが所定のメンテナンスサポート料を支払済みのハイパーギアのソフトウェア製品（パッチ、マイナーバージョンアップ、メジャーバージョンアップを含む）及びこれに付随するマニュアル等関連資料をいいます。

**1.2 「サポート期間」とは、**ソフトウェア使用許諾契約に従ってライセンシーへ本ソフトウェア製品の使用許諾が開始された日より1年の期間をいいます。サポート期間は、第5.1条に従い1年ごとに更新されます。

**1.3 「マイナーバージョンアップ」とは、**本ソフトウェア製品への修正又は訂正（一般に、ハイパーギア製品名に含まれる数字が四桁の場合には下一桁又は下二桁の数字の変更、三桁の場合には下一桁の数字の変更で示される）のことをいい、ハイパーギアがメンテナンスサポートに基づき、標準サービスの範囲として無償でライセンシーに提供するものをいいます。「マイナーバージョンアップ」には、メジャーバージョンアップは含まれません。

**1.4 「メジャーバージョンアップ」とは、**マイナーバージョンアップ以外の本ソフトウェア製品への拡張又は追加（一般に、ハイパーギア製品名に含まれる数字が四桁の場合には上一桁又は上二桁の数字の変更、三桁の場合には上一桁又は上二桁の数字の変更で示される）のことをいい、ハイパーギアがメンテナンスサポートに基づき、標準サポート・サービスの一環として無償でライセンシーに提供するのではなく、追加使用許諾料又はメジャーバージョンアップ料を別途払うことにより利用できるものをいいます。

**1.5 「エラー」とは、**ハイパーギアが提供した形式での本ソフトウェア製品に含まれる、本ソフトウェア製品がその仕様から重要な点において逸脱する原因となるプログラム上の誤りをいいます。

**1.6 「パッチ」とは、**エラー修正のため又はエラーの影響を軽減するため、本ソフトウェア製品に組み込まれるオブジェクトコードをいいます。

**1.7 「対処法」とは、**エラーを回避するため又はエラーの影響を軽減するための一連の指示、手順、又は使用説明をいいます。対処法には新しいオブジェクトコードの提供は含まれません。

**2. メンテナンスサポート・サービス：**サポート期間中、ハイパーギアは、以下のサービスを提供します。

**2.1 マイナーバージョンアップ：**ハイパーギアが本ソフトウェア製品のマイナーバージョンアップを一般にリリースした場合、ハイパーギアは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアがライセンシーに当初提供されたオブジェクトコード形式でのコピー1部、及びライセンシーがライセンスを保有するソフトウェア製品の関連文書を1セット配布（ハイパーギアのホームページ上での提供を含む。）します。

**2.2 問合せ対応：**ハイパーギアは、ハイパーギアの通常の営業時間内（平日10：00～12：00、13：00～17：00（土日、祝祭日及びハイパーギアの定めた休日を除く））において、電話又は電子メールによる合理的なテクニカル・サポートを以下の通り提供します。なお、ハイパーギアは、ライセンシーから問合せのあった日の翌営業日まで一次回答をするよう努力します。

**(a)**ハイパーギアは、本ソフトウェア製品のインストールに関する質問に回答します。

**(b)**ハイパーギアは、ライセンシーが遭遇した問題がエラーに起因するものか否かを判断するための合理的な援助をライセンシーに提供し、かつ第2.3条に従いエラーを処理します。

**(c)**ハイパーギアは、本ソフトウェア製品を通常に使用している間に発生したライセンシーの問題を解決するための合理的な援助を提供します。上記に関わらず、エラーに起因して発生したものではない特定の問題の解決

援助をライセンシーが必要している、又はそのような問題の解決には本ソフトウェア製品のカスタマイゼーションが必要であるとハイパーギアが判断した場合、ハイパーギアは、ライセンシーと別途協議の上、追加料金をお支払いいただくことを条件に、当該問題を解決することがあります。

**2.3 稼働不良に関する修復：**ハイパーギアは、エラーを修正するための合理的な努力をします。かかる修正の方法は、ハイパーギアの判断により、本ソフトウェア製品の修正済みの部分やパッチを提供すること、又はエラーが存在しない場合と重要な点において同様の機能をライセンシーが得られるようにするための対処法をライセンシーに連絡することとします。

**2.4 エラーの通知：**ライセンシーは、本ソフトウェア製品に関する問題を、電話（番号はハイパーギアのホームページ上に掲載されています）、電子メール（アドレスはハイパーギアのホームページ上に掲載されています）、又はハイパーギアが指定したその他の方法によりハイパーギアに通知するものとします。また、この通知は、可能である限り、ハイパーギアがその問題を再現するために十分な情報をコンピュータ可読の媒体に記憶させて行うものとします。

### 3. メンテナンスサポートの制限

**3.1 中止／旧式のソフトウェア：**ハイパーギアは、ハイパーギアにより旧式若しくは中止と宣言されてから1年経過した、又は代替用メジャーバージョンアップのリリースから1年経過してもライセンシーが当該バージョンアップの使用許諾を受けインストールしていない本ソフトウェア製品（一部の場合も含む）のバージョン又はそれらの機能やコンポーネントに対し、メンテナンスサポートを提供する義務を負いません。

ハイパーギアは、ライセンシーが最新のマイナーバージョンアップやパッチをインストールしていない場合、当該バージョンアップ又はパッチのリリースから1年経過したときは、メンテナンスサポートの提供義務を負いません。

**3.2 一般的制限：**ハイパーギアは、ライセンシーが以下の条件を全て満たしていない場合、メンテナンスサポートをする義務を負いません。

- ①ハイパーギアがメンテナンスサポートを実施するために必要と判断する全ての情報及び施設の利用をハイパーギアに認めること。
- ②ライセンシーがハードウェアとOSのバージョンを最適に維持していること。
- ③ライセンシーがファイルデータ及びプログラミングの損傷や紛失に備える作業を継続して実施していること。
- ④ライセンシーがハイパーギアの操作マニュアルに従って操作していること。
- ⑤ライセンシーが自身の財産及び専有機密情報について自ら安全対策を実施していること。

### 4. ライセンシーの責任

**4.1 通知と援助：**ライセンシーは、第2.4条に従い、本ソフトウェア製品の問題についてハイパーギアに通知します。ライセンシーは、問題がエラーに起因するものか否かを判断するため、エラーを修正するため、及びエラーが修正されたか否かを判断するために、ハイパーギアの要請に応じ、関連情報を提供し、かつライセンシーのコンピュータ・システム上でテストを行うための十分な支援と期間を提供するものとします。

**4.2 マイナーバージョンアップ：**ライセンシーは、可能になり次第マイナーバージョンアップを組み込むことに同意し、これを行わない場合には以後のマイナーバージョンアップが利用できなくなる場合があることに同意します。

**4.3 連絡先：**ライセンシーは、本ソフトウェア製品に関する問題を報告し、修正・マイナーバージョンアップ・パッチ・対処法その他の連絡を受ける連絡係1名のそれぞれ氏名を、ハイパーギアに予め通知する必要があります。連絡係に変更があった場合、ライセンシーはハイパーギアに書面で通知するものとします。

**4.4 ライセンスの遵守、使用制約：**ライセンシーは、ライセンシーに提供されるマイナーバージョンアップ、パッチ、及びその他のソフトウェアがソフトウェア使用許諾契約の諸条項に服するものであることに同意し、ライセンシーは、かかる諸条項を遵守することに同意します。

## 5. 期間及び終了

**5.1 期間：**ハイパーギアは、サポート期間中、本条項に規定されたサービスを提供します。当初の期間の終了後、ライセンシーは、その時点における年間メンテナンスサポート料を支払って、更に1年間更新するものとします。但し、当事者のいずれか一方が他方当事者に対し、期間満了の30日前までに、本契約を更新しない旨の意思を書面で通知した場合にはこの限りではありません。ライセンシーがサポート期間終了日までに次のサポート期間の年間メンテナンスサポート料を支払わなかった場合、メンテナンスサポートは、サポート期間終了日をもって終了します。メンテナンスサポートが解約その他の理由で終了し、その後再度メンテナンスサポートを希望する場合、ライセンシーは、終了時点から再開時までの所定のメンテナンスサポート料を支払うものとします。

**5.2 解約：**当事者のいずれかが本条項に違反し、当該違反者が相手方から書面により違反の通知を受けてから30日以内にその違反を是正しなかった場合、相手方はメンテナンスサポートを解約することができます。ハイパーギアは、ソフトウェア使用許諾契約に規定された解約事由が発生した場合、メンテナンスサポートの提供を中止することができます。第7条、第8条及び第9条の効力は、本契約の期間満了又は解約後も存続します。

**6. 料金と支払：**メンテナンスサポート料は、年毎に前払いとします。ハイパーギアは、サポート期間の更新前少なくとも60日前にライセンシーに通知することにより、当該更新期間に適用されるメンテナンスサポート料を変更する権利を有します。

**7. 権利関係：**メンテナンスサポートに基づいて提供される全てのソフトウェア及び関連資料（マイナーバージョンアップとパッチを含む）、及びそれらに対する改変版については、ハイパーギアがあらゆる権利を有します。

**8. 保証の否定：**ハイパーギアは、メンテナンスサポートに基づき提供されるアップデート、パッチ、対処法、関連資料に関し、特定の目的への適合性、権限又は第三者の権利の非侵害についての保証その他一切の明示的、黙示的保証もしません。

**9. 責任の制限：**ハイパーギアは、自己の故意又は重大な過失から生じた直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り責任を負うものとします。ハイパーギアのメンテナンスサポートの履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因如何にかかわらず、メンテナンスサポートに関連してライセンシーがハイパーギアに支払った金額を限度とします。サポート期間中に、天災地変、暴動、ストライキその他ハイパーギアの合理的支配の及ばない状況が発生した場合、ハイパーギアは、その影響が継続する間、サポートサービスの全部又は一部を提供する義務を免れるものとします。但し、その場合でも、サポート料の全部又は一部の返還若しくは減額はしないものとします。

(以下余白)

株式会社ハイパーギア  
<http://www.hypergear.com>

GD-2112 2011/05/09 Rev. 1.00